大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）総括図

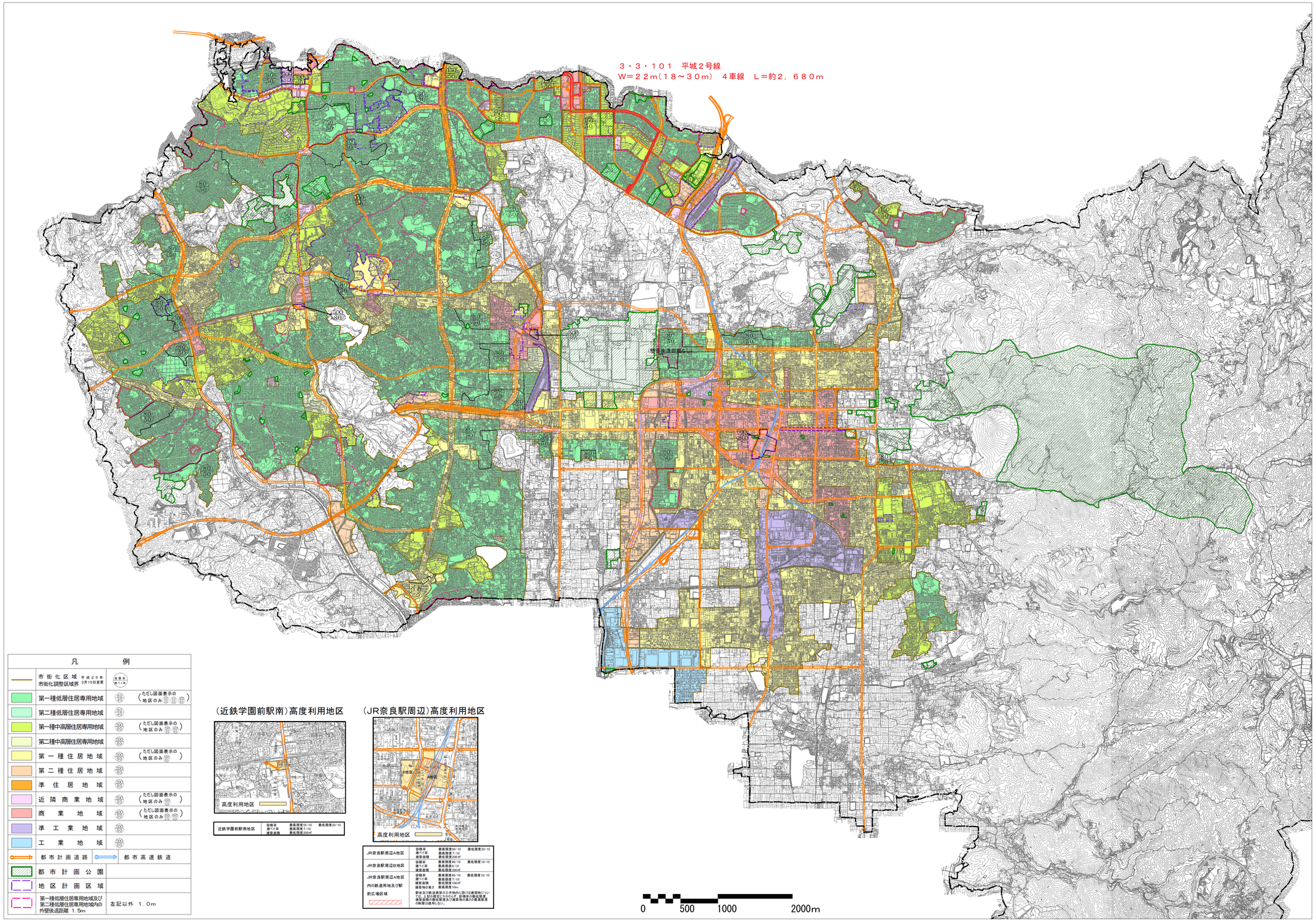

凡　例

市街化区域 平成２５年３月１５日変更 市街化調整区域界		容積率 建ぺい率
第一種低層住居専用地域	40/10 40/10	（ただし図面表示の地区のみ 30/10 40/10）
第二種低層住居専用地域	40/10 40/10	
第一種中高層住居専用地域	30/10 40/10	（ただし図面表示の地区のみ 30/10 30/10）
第二種中高層住居専用地域	30/10 40/10	
第一種住居地域	30/10 40/10	（ただし図面表示の地区のみ 30/10）
第二種住居地域	30/10 40/10	
準住居地域	30/10 40/10	
近隣商業地域	30/10 40/10	（ただし図面表示の地区のみ 30/10）
商業地域	30/10 40/10	（ただし図面表示の地区のみ 30/10 30/10）
準工業地域	30/10 40/10	
工業地域	30/10 40/10	
都市計画道路	都市高速鉄道	
都市計画公園		
地区計画区域		
第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域内の外壁後退距離 1.5m	左記以外 1.0m	

（近鉄学園前駅南）高度利用地区

近鉄学園前駅南地区	容積率 建ぺい率 建築面積	最高限度50/10 最高限度7/10 最低限度200㎡	最低限度20/10

（JR奈良駅周辺）高度利用地区

JR奈良駅周辺A地区	容積率 建ぺい率 建築面積	最高限度50/10 最高限度7/10 最低限度200㎡	最低限度20/10
JR奈良駅周辺B地区	容積率 建ぺい率 建築面積	最高限度40/10 最高限度6/10 最低限度200㎡	最低限度10/10
JR奈良駅周辺A地区内の鉄道用地及び駅前広場区域	容積率 建ぺい率 建築面積 建築物の高さ	最高限度50/10 最高限度7/10 最低限度100㎡ 最高限度10m	最低限度10/10

駅前及び鉄道東側のエリア内内に現存する建築物については、上記の規定にかかわらず、容積率の最低限度、建築面積の最低限度及び建築物の高さの最高限度の制限は適用しない。

0　500　1000　2000m

令和4年11月30日

（Ａ１）　１：２５，０００

この地図は、国土交通省国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して調製したものである。
（承認番号）04国地近公第203号

不許複製